

昭和三十年運輸省令第六十六号

自動車損害賠償保障法施行規則

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償保障法施行令の規定に基き、並びに自動車損害賠償保障法を実施するため、自動車損害賠償保障法施行規則を次のように定める。

(自動車損害賠償責任保険証明書)

第一条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七条。以下「法」という。)第七条第一項の自動車損害賠償責任保険証明書は、第一号

項の自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法

第一条の二 法第九条第一項のとおりとする。

省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 複写機を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。)を複写すること。

二 複写紙を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式の用紙に当該自動車損害賠償責任保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記により作成すること。

三 自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者は又は法第九条第六項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式の用紙に転写し、これに記名すること。

(電磁的方法)

第一条の三 法第九条第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法

(登録情報処理機関に対する照会)

第一条の四 法第九条第四項の照会は、同条第二項の規定により登録情報処理機関に提供された自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項について、電磁的方法により行うものとする。

2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について当該行政庁に対し通知しなければならない。

3 第一条の五 法第九条の二第一項の保険標章は、

第一号様式の二による。

2 法第九条の二第二項の保険期間の満了する時

期は、年及び月をもつて表示するものとする。

3 保険標章は、検査対象外軽自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八条第一項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車(道路運送車両法第二条第三項の原動機付自転車をいう。以下同じ。)又は締約国登録自動車(法第九条の二第一項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。)の前面ガラスの外側に前方から見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない検査対象外軽自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の二第三項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車があつては、検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に、運転者室又は前面ガラスのない原動機付自転車にあつては、標識(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百六十三条の十八第三項(同法第一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する標識をいう。以下同じ。)(標識が存しない場合及び標識に貼り付けることが困難な場合あつては、原動機付自転車の前面に、運転者室又は前面ガラスのない締約国登録自動車があつては、締約国登録自動車の後面に、それぞれ見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。

4 第一条の六 法第九条の二第四項の規定による保険標章の再交付を受けようとする者は、保険会社に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。ただし、保険会社が、当該自動車損害賠償責任保険証明書の確認以外の方法により、当該者が締結した責任保険の契約の内容を適切に確認することができるときは、この限りでない。

5 第一条の七 法第九条の二第四項の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 減失又は損傷により保険標章を貼り付けた前面ガラスを使用することができなくなつた場合

2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について当該行政庁に対し通知しなければならない。

3 その他の交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

(保険標章)

第一条の八 法第十四条の規定に基づき、保険会社が損害のん補の責を免れると判断した場合にあつては、当該判断をした理由の詳細

九 法第十四条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

七 被保険者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、当該判断をした理由の詳細

八 事故により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

九 法第十五条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十 法第十六条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十一 法第十七条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十二 法第十八条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十三 法第十九条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十四 法第二十条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十五 法第二十一条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十六 法第二十二条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十七 法第二十三条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十八 法第二十四条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

十九 法第二十五条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十 法第二十六条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十一 法第二十七条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十二 法第二十八条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十三 法第二十九条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十四 法第三十条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十五 法第三十一条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十六 法第三十二条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十七 法第三十三条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十八 法第三十四条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

二十九 法第三十五条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十 法第三十六条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十一 法第三十七条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十二 法第三十八条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十三 法第三十九条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十四 法第四十条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十五 法第四十一条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十六 法第四十二条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十七 法第四十三条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十八 法第四十四条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

三十九 法第四十五条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十 法第四十六条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十一 法第四十七条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十二 法第四十八条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十三 法第四十九条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十四 法第五十条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十五 法第五十一条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十六 法第五十二条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十七 法第五十三条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十八 法第五十四条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

四十九 法第五十五条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

五十 法第五十六条の規定により損害が発生していないと判断した場合には、当該判断をした理由の詳細

(責任保険の契約の解除の要件)

第五条の二 保険契約者は、次の場合には、責任保険の契約を解除することができる。

一 登録自動車について、道路運送車両法第十五条第一項の規定により永久抹消登録を受け、若しくは同条第五項の規定により永久抹消登録のあつた旨の通知を受けた場合(同条第一項第二号に掲げる事由に該当する場合に限る)、同法第十五条の二第二項の規定により輸出抹消登録を受けた場合又は同法第六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた場合

二 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長又は軽自動車検査協会に提出した場合

三 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止した場合(特別区又は市町村の条例で小型特殊自動車又は原動機付自転車に当該特別区又は市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区又は市町村の長に提出した場合に限る)。

四 登録証書(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百九号。以下「特例法」という。)第五条第一項の登録証書をいう。)の交付を受けた自動車について、特例法第一項第二項の締約国において使用するため関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の輸出の許可を受けた場合

五 締約国登録自動車について、関税法第六十七条の輸出の許可を受けた場合

六 道路運送車両法第三十四条第一項(同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合

七 道路運送車両法第三十六条の二第一項(同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返納した場合

八 道路運送車両法施行規則第六十三条の二第二項ただし書の規定により臨時運転番号標の規定による登録番号(これらが存しない場合にあっては、車台番号)が明らかである場合にあっては、その番号

(第六条 削除)

(令第十一一条第四号の国土交通省令で定める期間)

第七条 令第十一一条第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。

一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車(第三号の自動車を除く。)については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月

(離島(橋又はトンネルによる本土(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。)との間の交通又は移動が不可能な島をいう。)と

二 令第九条第十四号の二の小型特殊自動車、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものに使用の本拠の位置を有する自動車のうち、

三 令第九条第十六号の商品自動車については、五年

四 (政府に対する損害の填補の請求)(責任保険に関する規定の準用)

第八条 第一条、第一条の五から第三条の二まで及び第五条の二の規定は、責任共済について準用する。

二 令第九条第十六号の商品自動車については、二月)を加えた期間

三 令第九条第十六号の商品自動車について

四 (政府に対する損害の填補の請求)(責任保険に関する規定の準用)

第九条から第二十六条まで 削除

(政府に対する損害の填補の請求)

第二十七条 法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 請求する者の氏名及び住所

二 死亡した者についての請求にあつては、請求する者の死亡した者との続柄

三 被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所

四 法第七十二条第一項第二号の規定により請求する場合にあつては、加害者の氏名及び住所

五 法第七十二条第一項第一号又は第二号の規定により政府に対し損害の填補を請求することができる理由

六 当該自動車の自動車登録番号若しくは車両番号、標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号(これらが存しない場合にあっては、車台番号)

七 保険契約者又は共済契約者の氏名及び住所

八 請求する金額及びその算出基礎(診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること)

七 他の法令に基いて法第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補に相当する給付を受けるべき場合にあつては、その請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること。

八 請求する金額及びその算出基礎(診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること)。

九 前項の書面には、次の書類を添附しなければならない。

一 診断書又は検案書

二 前項第二号から第五号まで及び第七号の事項を証するに足りる書面

三 前項第八号の算出基礎を証するに足りる書面

四 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補の請求をした者に対し、国土交通大臣の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、政府の負担とする。

五 (政府に対する補償の請求)

第二十八条 法第十六条第四項又は法第十七条第四項(これらの規定を法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による政府に対する補償の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 請求する者の氏名及び住所

二 加害者及び被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所

三 法第十六条第四項又は法第十七条第四項(これらの規定を法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定により政府に対し補償の請求をすることができる理由

四 当該自動車の自動車登録番号若しくは車両番号、標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号(これらが存しない場合にあっては、車台番号)

五 保険契約者又は共済契約者の氏名及び住所

六 請求する金額及びその算出基礎(診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること)

七 この省令は、昭和三十一年二月一日から施行する。

八 附 則 (昭和三一年五月一一日運輸省令第三九号)抄

一 前項第一号及び第三号の事項を証するに足りる書面

二 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

(自動車事故対策事業賦課金の納付等)

第二十九条 自動車事故対策事業賦課金の納付は、一月ごとに取りまとめて行なうものとする。

一 保険会社及び組合は、自動車事故対策事業賦課金の納付の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

二 (督促状)

三 法第八十条第二項の督促状は、第一号様式による。

四 (保険会社又は組合の遵守すべき事項)

五 法第八十四条の二第四項の保険標章又は共済標章の適正な交付の確保に関し保険会社又は組合の遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の満了する日の属する年及び月と異なる年及び月を表示する保険標章又は共済標章を交付し、又は再交付しないこと。

二 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の始期が契約の締結の日の翌日以後に定められている場合には、当該始期前一月以内に保険標章又は共済標章を交付すること。

三 この省令は、公布の日から施行する。

四 附 則 (昭和三一年五月一三日運輸省令第二十七号)抄

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 附 則 (昭和三五年五月二十五日運輸省令第一九号)抄

一 この省令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

二 附 則 (昭和三七年五月二五一日運輸省令第三九号)抄

一 この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第五条の二を加える改正規

定は、昭和三十七年八月一日から施行する。

三 附 則 (昭和三七年九月二九日運輸省令第五五号)

一 前項第一号及び第三号の事項を証するに足りる書面

二 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

附 則 (昭和五八年三月一五日運輸省令第八号) 抄

- 1 この省令は、昭和五十三年七月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る請求については、なお保険金の支払の請求に係る明細書の様式については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年六月二七日運輸省令第三六号)

- 1 この省令は、昭和五十年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)の表及び第二号様式から第九号様式までの総括表は、この省令の施行後に締結される責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求について適用し、この省令の施行前に締結された責任保険又は責任共済の契約に係るこれらの通知及び請求については、なお従前の例による。

- 1 この省令中、第一条及び次項の規定は昭和五十二年一月二十日から、第二条及び附則第三項の規定は昭和五十六年二月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の別表(一)の表及び第二号様式から第九号様式までの総括表は、同条の規定の施行後に締結される責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求について適用し、同条の規定の施行前に締結された責任保険又は責任共済の契約に係るこれらの通知及び請求については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の別表(一)の表及び第二号様式から第九号様式までの総括表は、同条の規定の施行後に保険期間又は共済期間が開始する責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求については、なお従前の例による。

- 1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)の表及び第二号様式から第九号様式までの総括表は、この省令の施行後に締結される責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求について適用し、この省令の施行前に締結された責任保険又は責任共済の契約に係るこれらの通知及び請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五二年一九日運輸省令第一号)

- 1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)の表及び第二号様式から第九号様式までの総括表は、この省令の施行後に締結される責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求について適用し、この省令の施行前に締結された責任保険又は責任共済の契約に係るこれらの通知及び請求については、なお従前の例による。

- 1 (施行期日) 第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 (施行期日) 附 則 (昭和六〇年二月五日運輸省令第一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律(昭和五十八年七月一日)から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和六〇年四月一日) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和六三年四月一一日) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律(昭和六十年四月一日)から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和六四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律(昭和六一年六月一日)から施行する。

- 1 (施行期日) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。
- 2 (施行期日) 附 則 (平成一六年八月一七日国土交通省令第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一七年五月二〇日国土交通省令第五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一七年五月二十五日) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年二月二日国土交通省令第一四九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

- 1 (施行期日) 第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成六年法律第八十六号)の一部の施行日(平成七年一月一日)から施行する。
- 2 (施行期日) 附 則 (平成六年一一月一日) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一七年一月二日) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年五月二十五日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第一〇四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

- 1 (施行期日) 第二条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成六年法律第八十六号)の一部の施行日(平成七年一月一日)から施行する。
- 2 (施行期日) 附 則 (平成七年一月二七日運輸省令第七八号) 抄

- 1 (施行期日) 第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和五十八年七月一日)から施行する。
- 2 (施行期日) 附 則 (昭和五九年六月二二日) 抄

- 1 (施行期日) 第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和五十九年六月二二日)から施行する。
- 2 (施行期日) 附 則 (昭和五九年六月二二日) 抄

- 1 (施行期日) 第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和五九年六月二二日)から施行する。
- 2 (施行期日) 附 則 (昭和五九年六月二二日) 抄

- 1 (施行期日) 第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和五九年六月二二日)から施行する。
- 2 (施行期日) 附 則 (昭和五九年六月二二日) 抄

■ 単語

- ① **同義語**：同じ意味の、同じことの、用ひ方の異なる二つの語を「同義語」といふ。たとえば「喜ぶ」と「喜んでる」は、意味が同じであるから、同義語である。
- ② **同音異義語**：読みが同じで意味が異なる二つの語を「同音異義語」といふ。たとえば「さとう」と「さとう」は、読みが同じであるが、意味が異なるから、同音異義語である。
- ③ **反対語**：意味が正反対の二つの語を「反対語」といふ。たとえば「左」と「右」、「上」と「下」、「前」と「後」などは、意味が正反対であるから、反対語である。
- ④ **近義語**：意味が類似する二つの語を「近義語」といふ。たとえば「うれしい」と「嬉しい」、「かわいい」と「かわらいい」などは、意味が類似しているから、近義語である。
- ⑤ **反対語**：意味が正反対の二つの語を「反対語」といふ。たとえば「左」と「右」、「上」と「下」、「前」と「後」などは、意味が正反対であるから、反対語である。
- ⑥ **近義語**：意味が類似する二つの語を「近義語」といふ。たとえば「うれしい」と「嬉しい」、「かわいい」と「かわらいい」などは、意味が類似しているから、近義語である。
- ⑦ **同音語**：読みが同じの二つの語を「同音語」といふ。たとえば「さとう」と「さとう」は、読みが同じであるから、同音語である。
- ⑧ **反対語**：意味が正反対の二つの語を「反対語」といふ。たとえば「左」と「右」、「上」と「下」、「前」と「後」などは、意味が正反対であるから、反対語である。
- ⑨ **近義語**：意味が類似する二つの語を「近義語」といふ。たとえば「うれしい」と「嬉しい」、「かわいい」と「かわらいい」などは、意味が類似しているから、近義語である。
- ⑩ **同義語**：同じ意味の、同じことの、用ひ方の異なる二つの語を「同義語」といふ。たとえば「喜ぶ」と「喜んでる」は、意味が同じであるから、同義語である。